

## **企業主導型保育事業を運営されている事業者様へ**

今般の幼児教育・保育無償化にあたり、企業主導型保育所に在籍している児童を習志野市が把握する必要があります。つきましては、習志野市に住民票がある10月1日時点で在籍するまたは在籍予定の児童について、習志野市企業主導型保育事業利用状況報告書を使用し、9月6日までに習志野市こども保育課へご提出をお願いいたします。

なお、10月1日以降、新たに入園した児童の保護者に習志野市企業主導型保育事業利用報告書を配布し、各施設で取りまとめた後、保護者が居住する市役所（習志野市に住民票がある場合は習志野市役所こども保育課）へ入園日の属する月内に提出をお願いいたします。

また、10月1日以降、施設の利用を終了する保護者に習志野市企業主導型保育事業利用終了報告書を配布し、各施設で取りまとめた後、保護者が居住する市役所へ利用終了後1か月以内に提出をお願いいたします。